



20kg

飼料添加用フルオロキノロン系合成抗菌剤

インフェック2%散

Infec 2% Powder

要指示 動物用医薬品

指定 使用基準

インフェック2%散は、フルオロキノロン系抗菌薬であるノルフロキサシンを有効成分とする製剤です。
ノルフロキサシンは、グラム陽性菌及びグラム陰性菌に対して広範囲な抗菌スペクトルを有し、殺菌的に作用します。

成分及び分量

本品1kg中 日局ノルフロキサシン20g含有

販売元



Meiji Seika ファルマ株式会社
東京都中央区京橋 2-4-16

製造販売元



株式会社 科学飼料研究所
東京都中央区築地一丁目12番6号

使用の期限

製造番号 EIFC20

2015年11月改訂
貯法 遮光、密閉容器

承認指令書番号	24動薬第904号
販売開始	2003年2月
再審査結果	2014年8月

飼料添加用フルオロキノロン系合成抗菌剤

インフェック2%散

効能又は効果

【有効菌種】大腸菌、アクチノバチラス・ブルロニューモニエ、
バクテロイデス・マルトシダ

【適応症】豚：細菌性下痢、胸膜肺炎

用法及び用量

体重1kg当たり0.25～0.50g（ノルフロキサシンとして5～10mg）を飼料に均一に混合して、5日間経口投与する。
投与開始後3日以内に治療効果を確認し、効果がみられない場合には獣医師の判断に基づき薬剤の変更等を行うこと。

使用上の注意

（基本的事項）

1 守らなければならないこと

【一般の注意】

- （1）本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- （2）本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- （3）本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
- （4）本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚：食用に供するために殺する前7日間

【使用者に対する注意】

- （1）飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。
- 【取扱い及び廃棄のための注意】
- （1）飼料には均一に混合すること。
- （2）小児の手の届かないところに保管すること。
- （3）本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- （4）誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- （5）使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- （6）本剤を廃棄する際は、環境や水害を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2 使用に際して気をつけること

【使用者に対する注意】

- （1）誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- 【豚に関する注意】
- （1）副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

（専門的事項）

【重要な基本的注意】

- （1）本剤は第一次選択薬が無効である症例に限り使用すること。
- （2）本剤の使用に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、適応症の治療に必要な最小限の投与に止めること。
- （3）1治療期間において、5日を超えて投与しないこと。

【相互作用】

（1）類似化合物で非ステロイド性消炎鎮痛剤との併用により、まれに虚脱が発現するとの報告がある。
注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること
注意—使用基準の定めるところにより使用すること

〔製品情報お問い合わせ先〕

Meiji Seika ファルマ株式会社 生物産業事業本部 動物飼料部
〒104-8002 東京都中央区京橋二丁目4番16号
<http://www.meiji-seika-pharma.co.jp>

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記〔製品情報お問い合わせ先〕に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<http://www.maff.go.jp/rvaf/kyakutou/tokusayo/sousai/index.html>）にも報告をお願いします。



B-EIFC20
1509